

「牟佐まちづくり協議会」会則

（名 称）

第1条 本会の名称を「牟佐まちづくり協議会」とする。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

（目 的）

第3条 本会は、牟佐町内会を中心とするエリアにおける住民福祉の向上、地域環境の保全等など住みよいまちづくりや課題解決のため、関係する団体や住民が地域の情報を発信・共有するなど緩やかな連携を取ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 関係団体、住民間の情報発信や意見交換の場の設定。
- ② 住みよいまちづくりや課題解決のための連携。
- ③ その他、「牟佐まちづくり協議会」の目的達成に必要な事業。

（会 員）

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同する次の者で構成する。

- ① 牟佐町内会内に存在する団体・公的機関。
- ② 牟佐のまちづくり協力者である牟佐町内会員。
- ③ 牧石学区コミュニティー協議会構成団体の会員である牟佐町内会員。

（2）新たな入会については、役員会に諮り決定する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名

（施行細則）

第7条 この会則の施行にあたっての細則が必要であれば、別途定める。

附 則

この会則は、平成20年6月7日から施行する。